

6 規約改定

■ 執行部会議の議事録削除及び総会の電磁的開催条項の追加

執行部会議は電磁的な開催が可能です。が、年間10回前後の会議でその都度議事録を作成することは膨大な負担となります。

執行部会議で議論された内容は幹事会、総会にて審議していただき、可否については幹事会及び総会での議事録を作成致しますので、執行部会議での議事録は不要と考えます。

従って、この条項を削除していただきたいと幹事会及び総会に上程します。

(→次ページに表記)

6 規約改定



第六章 執行部会

第21条（執行部会）

~~（7）事務局は、執行部会終了後、議事録を作成し、これを本会に保存するものとする。~~

~~（8）~~（7）執行部会を開催することができず、必要事項の決議を要する場合には、会長の判断で電磁的方法（メール及びファックス等）等を用いて電子執行部会を開催することができる。その場合、該当する役員が事項について意思行為を行う事により会議に出席したものとする。なお、緊急を要する場合には、会長の判断で事項を決することができる。その場合、事後の承認を得るものとする。

6 規約改定

- また、新たに総会も電磁的な方法で開催できる条項を加えたいと思います。

第三章 総 会

第11条（総 会）

- （1）総会は、本会の最高決議機関であり、定時総会の他、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- （2）定時総会は、毎年一回開き、臨時総会は随時の開催とする。
- （3）総会は会長がこれを招集する。
- （4）総会の議長は、会長があたる。会長が不在の場合は出席役員
の互選により議長を決定する。

↓ 以下追加

- （5）総会を開催することができず、必要事項の決議を要する場合には、会長の判断で電磁的方法（メール及びファックス等）等を用いて電子総会を開催することができる。その場合、会員が事項について意思行為を行う事により会議に出席したものとする。なお、緊急を要する場合には、会長の判断で事項を決することができる。その場合、事後の承認を得るものとする。